

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2026/1/5号 (No.674)

=====

○ 法律・法規等

1. 国家市場監督管理総局、ネット販売の主要工業製品の品質管理規定を公布(国家市場監督管理総局公式サイト 2025年12月30日)
2. 全人代常務委で改正対外貿易法が可決 2026年3月1日より施行(中国保護知識産権網 2025年12月29日)
3. 国家市場監督管理総局、市場競争を阻害する行政権乱用の規制を強化 改正規定を公表(国家市場監督管理総局公式サイト 2025年12月29日)
4. 商標法、改正草案を公表 45日間の意見募集を開始(国家知識産権局 Wechat 公式アカウント 2025年12月27日)
5. 江西省、専利促進条例を改正 全プロセス仕組みを一層強化(国家知識産権戦略網 2025年12月24日)

○ 中央政府の動き

1. 五大特許庁の特許審査ハイウェイ試行プログラムを3年間延長(国家知識産権網 2025年12月31日)
2. 中国、不正な商標使用7類型を重点規制 具体例示で運用基準を明確化(国家知識産権網 2025年12月30日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 上海、知財金融の総合試行を推進 2027年までに高度な金融エコシステム構築へ(中国保護知識産権網 2025年12月29日)
2. 三省で知財専門家シンクタンク発足 江西省から専門家48人入選(国家知識産権網 2025年12月23日)
3. 無錫で海外知財公共サービスプラットフォームが運用開始 AIを活用(中国保護知識産権網 2025年12月23日)

【華南地域】

4. 深セン、低空経済・バイオ医薬分野向け営業秘密保護ガイドラインを公表(深セン市市場監督管理局公式サイト 2025年12月24日)

○ 司法関連の動き

1. 北京知財法院、技術調査官制度10年の成果公表 技術事件の審理期間4分の1短縮(中国法院網

2025年12月30日)

2. 国家知識産権局と最高人民法院、2024年度知財紛争調停の典型事例公表(国家知識産権網 2025年12月29日)

3. 北京石景山区検察院、知財侵害事件の動向を公表 オンラインゲームなどに集中(中国保護知識産権網 2025年12月29日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【その他地域】

1. 遼寧省知識産権局と省公安厅が知財犯罪取締りの合同検討会を開催(国家知識産権網 2025年12月26日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 香港の研究力と仏山の製造力が連携 成果実用化の新たな道を共に切り開く(中国保護知識産権網 2025年12月29日)

2. 中国、自動運転L3に初の国家公道認可 特許力が競争の中核に(中国知識産権資訊網 2025年12月25日)

○ 統計関連

1. CCPIT、「グローバル知的財産権保護指数報告書2024」公表 (国家知識産権網 2025年12月30日)

2. 北京市の有効特許が年平均17.9%増 高価値特許は1万人当たり171.8件(中国保護知識産権網 2025年12月29日)

3. 中国、特許集約型産業がGDPの13%超に 高価値特許は約198万件(国家知識産権網 2025年12月25日)

=====
●ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 国家市場監督管理総局、ネット販売の主要工業製品の品質管理規定を公布★★★

中国国家市場監督管理総局（SAMR）はこのほど、「ネット販売重点工業製品の品質安全監督管理規定」を公布した。同規定は2026年12月1日から施行される。ネット上での偽造・粗悪品販売行為が後を絶たず、ECプラットフォームのコンプライアンス審査責任が十分に果たされていない現状、一部ネット店舗の製品品質管理が不十分といった問題に対処するため、新規定はプラットフォーム内事業者（ネット店舗）およびECプラットフォーム事業者双方の責任を明確化した。

規定は全6章38条から構成され、総則、プラットフォーム内事業者の義務、ECプラットフォーム事業者の義務、監視管理、法的責任、付則を定めている。

プラットフォーム内事業者に対し、品質管理義務として、入荷品検査および取引記録保管システムの整備を求めている。加えて、製品の基本情報、工業製品生産許可証、強制製品認証証明書、製品検査報告書の表示義務などを課している。

ECプラットフォーム事業者に対しては、ネット店舗が工業製品に関する情報開示義務を履行できるよう技術支援を提供すること、および販売される製品の関連品質情報を検証するための技術支援を提供することが求められる。

さらに規定は、リスクモニタリング、抜き打ち検査、違法行為の手口への対応、行政指導、信用監視管理など、問題に応じた措置を明記している。これにより、ネット販売における重要工業製品の品質安全を多角的に確保する枠組みを整備することとしている。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2025年12月30日)

https://www.samr.gov.cn/xw/sj/art/2025/art_8f0084c7abbc4f2d8d5654e64ef7425f.html

★★★2. 全人代常務委で改正対外貿易法が可決 2026年3月1日より施行★★★

中国全国人民代表大会（全人代）常務委員会は12月27日、改正対外貿易法を可決した。新法は2026年3月1日から施行される。

対外貿易法は1994年に施行され、2004年に初の修訂（法律全体にわたる大規模な見直し）が行われた。その後、2016年および2022年に一部修正が加えられ、今回が2回目の修訂となる。高水準の対外開放を推進し、対外貿易秩序の維持と事業者の合法的権益の保護を図るうえで、重要な法改正と位置付けられている。

改正後の対外貿易法は全11章83条で構成され、対外貿易政策に関する基本的要請をより明確にした。併せて、対外貿易分野における各種改革措置を具体化し、貿易発展を支える制度環境の最適化を図る内容が盛り込まれている。

知的財産分野では、対外貿易の発展環境を最適化する観点から、貿易活動に関連する知的財産保護の強化を明確に規定した。事業者に対しては、知的財産コンプライアンスの水準向上とリスク対応能力の強化が求められる。また、貿易調整支援制度の整備を通じて、産業チェーンおよびサプライチェーンの安定化を図る方針も打ち出されている。

(出典：中国保護知識産権網 2025年12月29日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/lf/dt/202512/1994536.html>

★★★3. 国家市場監督管理総局、市場競争を阻害する行政権乱用の規制を強化 改正規定を公表★★★

中国国家市場監督管理総局（SAMR）は26日、改正した「行政権力の乱用による競争排除・制限行為を制止する規定」を公表した。新規定は2026年2月1日から施行され、行政機関による競争制限行為に対する監視と責任追及を一段と強化する。

今回の改正では、責任追及と手続き上の連携強化、公正競争審査制度との接続強化、是正事案の終結条件の厳格化、複数の執行手段を組み合わせた法執行の実効性向上など、主に五つの観点から制度の見直しが行われた。

とりわけ注目されるのは、新たに盛り込まれた責任追及に関する規定である。調査対象となった機関が、行政権力を乱用して競争を排除・制限する行為を行い、市場監督部門が法に基づき示した公正競争審査の意見を拒否した場合や、是正を促された後も違法行為を停止しなかった場合、さらに過去5年以内に同様の行為で反独占法執行機関から事情聴取や処分を受けていた場合など、違法性が重大または深刻な悪影響を及ぼしたと認められるケースでは、反独占法執行機関が行政是正意見書を作成する際、直接の責任を負う主管者や関係責任者に対する懲戒処分を求める意見を併せて示すことが原則とされた。

また、必要に応じて行政是正意見書を監察機関に送付することも可能とされ、関係者個人への責任追及を一層強化する仕組みが整えられた。

(出典：国家市場監管総局公式サイト 2025年12月29日)

https://www.samr.gov.cn/xw/mtjj/art/2025/art_15c98653a8a449cfaac145afc8ad8adc2.html

★★★4. 商標法、改正草案を公表 45日間の意見募集を開始★★★

中国の第14期全国人民代表大会常務委員会は、第19回会議において「中華人民共和國商標法（改正草案）」を審議した。これを受け、同改正草案が正式に公表され、社会一般から広く意見を募集することとなった。

意見提出は、中国人大網（www.npc.gov.cn）または国家法律法規データベース（flk.npc.gov.cn）を通じてオンラインで行うことができるほか、書面による郵送提出も認められている。郵送先は全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会（北京市西城区前門西大街1号、郵便番号100805）で、封筒には「商標法改正草案意見募集」と明記する必要がある。意見募集期間は、公表日から起算して45日間と設定されている。

中国の現行商標法は、1983年3月1日に施行されて以降、1993年2月、2001年10月、2013年8月、2019年に改正が行われてきた。今回公表された改正草案は、同法にとって5回目の改正に当たる。

(出典：国家知識産権局 Wechat 公式アカウント 2025年12月27日)

https://mp.weixin.qq.com/s/nQY_MBfcvn83gwm353L0Nw

★★★5. 江西省、專利促進条例を改正 全プロセス仕組みを一層強化★★★

江西省人民代表大会常務委員会はこのほど開催した第20回会議で、改正後の「江西省專利促進条例」を可決した。改正条例は制度全体を見直す内容となっており、專利（特許、実用新案、意匠）の創出から活用、保護、管理、サービスに至る全プロセスの仕組みを一段と最適化する。条例は12月1日から施行された。

今回の改正は江西省の実情を踏まえ、特に「質」を重視する方針を明確に打ち出した。イノベーション

ョン主体の評価基準について、従来の「特許件数」中心から「特許の質」重視へと転換し、革新資源を実効性の高い分野に誘導する。また、企業の海外展開を支援するため、各地における海外知的財産紛争への対応指導や権利保護支援体制の整備を奨励する。

さらに条例には、特許権などの有効性を証明する書類の提供に関する新たな規定が盛り込まれた。資産評価や質権設定による融資などの重要な場面において、権利の有効性確認プロセスを明確化し、事前段階でのチェックを強化することで、紛争の未然防止を図る。

(出典：国家知識産権戦略網 2025 年 12 月 24 日)

<http://www.nipso.cn/onewsn.asp?id=56987>

○ 中央政府の動き

★★★1. 五大特許庁の特許審査ハイウェイ試行プログラムを3年間延長★★★

中国国家知識産権局は、欧州特許庁 (EPO)、日本国特許庁 (JPO)、韓国特許庁 (KIPO)、米国特許商標庁 (USPTO) との共同決定により、五庁による特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プロジェクトを、2026 年 1 月 6 日からさらに 3 年間延長し、2029 年 1 月 5 日まで実施することを明らかにした。PPH の申請要件や手続きについては、現行の枠組みが維持される。

PPH は、複数の国・地域の特許庁が審査結果を相互に活用することで、特許審査の迅速化を図る制度である。中国国家知識産権局が最初の PPH 試行を開始したのは 2011 年 11 月で、その後、協力関係は着実に拡大してきた。現在では、中国と PPH 協力関係を結ぶ国・地域の特許審査機関は 35 に達し、対象は 86 の国・地域をカバーしている。

(出典：国家知識産権網 2025 年 12 月 31 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/31/art_53_203397.html

★★★2. 中国、不正な商標使用 7 類型を重点規制 具体例示で運用基準を明確化★★★

中国国家知識産権局 (CNIPA) はこのほど、「商標使用管理強化に関する通知」を発表し、不正な商標使用の是正と消費者権益の保護を目的として、重点的に規制する七つの違法な商標使用行為を明確に示した。同局はさらに、関係機関や事業者の正確な理解と執行を促進するため、公式サイト上で詳細な解釈文を公表し、具体的な事例を交えながら 7 類型の行為を逐一説明した。

今回の解釈文は、「通知」に列挙された 7 類型について、その法的趣旨や具体的な行為態様を掘り下げて説明するものであり、商標使用に関する実務上の不明確さを解消する狙いがある。

重点規制の対象となる 7 類型は以下の通りである。(1)虚偽表示などが含まれる使用禁止の未登録商標を使用する行為、(2)登録商標を欺瞞的に使用する行為、(3)未登録商標を登録商標と偽って使用する行為、(4)使用が義務付けられているにもかかわらず登録商標を使用しない行為、(5)商業活動において「中国馳名商標」の文字を顕著に使用して宣伝する行為、(6)集団商標や証明商標の使用規則に違反する行為、(7)商標代理機関による違法な代理行為。

同時に「通知」は、業務メカニズムの健全化、重点的な実態調査の実施、速やかな通報対応、コンプライアンス指導の強化、総合的な管理の強化、良好な雰囲気醸成という 6 項目の具体的な措置を提

起した。これにより、中央と地方の連携、部門間の協力をさらに強化し、各施策の着実な実行を確保する。国家知識産権局は、これらの取り組みを通じて商標使用環境の改善と権利侵害の未然防止を図り、国民の利益を実質的に守るとしている。

(出典：国家知識産権網 2025 年 12 月 30 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/30/art_66_203339.html

○ 地方政府の動き

【華東地域】

★★★1. 上海、知財金融の総合試行を推進 2027 年までに高度な金融エコシステム構築へ★★★

上海金融監督管理局、上海市知識産権局など 4 機関はこのほど、「上海市における知的財産金融エコシステム総合試行推進行動計画」（以下、行動計画）を共同で発表した。知的財産金融エコシステムの総合試行を推進し、2027 年末までに、利便性と効率性に優れ、情報共有が円滑で、制度・仕組みが整った知的財産金融エコシステム総合試験区を基本的に整備することを目標に掲げた。

行動計画は、上海における知的財産金融サービスの能力を著しく向上させ、その対象範囲を着実に拡大すること、また、知的財産権を担保とする融資の浸透度を年々高めることを目標としている。

金融機関に対しては、企業が保有する知的財産の特性を踏まえた、より総合的な知的財産金融サービスの提供を求める。このうち、商業銀行に対しては、企業の種類や成長段階に応じた金融商品のさらなる開発、融資期間の延長、中長期融資の割合向上を促す。さらに、植物新品種、地理的表示、団体商標、証明商標、データなどを、担保可能な知的財産権の範囲に組み入れることを商業銀行に奨励する。

保険機関に対しては、知的財産分野の革新的企業向けの包括的な保険プランの開発を後押しする。知財侵害責任保険や被侵害損失保険といった既存の保険商品の実効性をさらに高めるとともに、海外における侵害責任保険や、出願費用を補償する保険など、新たな保険商品の展開を奨励する。

また、信託会社に対し、知財信託などの革新的業務を展開し、知的財産権の安全な保管と、その活用・転化によって生じる収益の効率的な管理を実現するよう求めている。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 12 月 29 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202512/1994542.html>

★★★2. 三省で知財専門家シンクタンク発足 江西省から専門家 48 人入選★★★

湖北省武漢市で開催された「2025 年鄂湘贛三省知的財産行政保護協力および特許権侵害紛争に関する行政裁決の規範化推進交流会」において、湖北・湖南・江西の各知識産権局と国家知識産権局専利審査協力湖北センターは、「湖北・湖南・江西広域知的財産専門家シンクタンク名簿」を共同で発表した。

同シンクタンクには、江西省から 48 人の専門家が選出されている。電子情報、新材料、装備製造といった技術分野から、法律、涉外知的財産保護といった専門分野まで、多岐にわたる領域を網羅する人材構成である。

今回の専門家シンクタンクの設置は、国家知識産権局の「専利審査協力湖北センターによる湖南・湖北・江西地域の知的財産保護支援に関する協力協定」や、「長江中流都市群におけるイノベーション連動型発展を協同で推進するための協力覚書」といった取り決めに具体化するものである。湖北・湖南・江西の三省にわたる知的財産保護協力をさらに深化させ、地域全体の経済・社会の質の高い発展を促進する意図がある。

シンクタンクの構成員は今後、知的財産に関する政策相談への対応、各種評価・審査、技術調査など、多様な業務を担う。これにより、三省内における知的財産の保護と効果的な活用に対し、専門的・知的な側面からの支援を本格的に提供していく体制が整った。

(出典：国家知識産権網 2025 年 12 月 23 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/23/art_57_203203.html

★★★3. 無錫で海外知財公共サービスプラットフォームが運用開始 AIを活用★★★

江蘇省無錫市でこのほど、人工知能（AI）を活用した特許転化促進をテーマとするイベントが開催された。大学・研究機関の専門家や行政関係者、企業関係者ら約 200 人が参加し、特許の実用化に向けた新たな方策について活発に意見を交わした。会場では、無錫市初の「AI 活用型」海外知的財産公共サービスプラットフォームが正式に稼働した。

無錫市知識産権局によると、同プラットフォームは企業の海外展開に伴う知的財産分野の課題解決を主眼に設計されている。AI 技術を中核に、知財の活用、権利保護、金融支援、政策情報提供などを包含するワンストップ型の全プロセス支援サービスを提供する。

無錫市では 2024 年の特許権登録件数が 5 万 7967 件に達し、省（江蘇省）内で第 2 位となった。一方、特許転化の分野では、需要と供給のマッチング精度の不足、価値評価の非効率性、サービス体制の分断といった課題が指摘されている。こうした状況を踏まえ、同市は今年に入り、人工知能の導入を通じて特許の転化・活用を加速させ、知的財産とイノベーション産業の融合を多層的に進めている。

会場では、産業向け大規模 AI モデルの活用事例が紹介され、製造業における技術成果の保護や特許転化を支える技術基盤として注目を集めた。また、AI エージェントを活用して大学と企業の研究資源を高精度でマッチングし、転化までの期間短縮を図るソリューションも提示された。人工知能は、特許転化サービスの連結強化や価値評価の効率化を担う中核的な手段となりつつある。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 12 月 23 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/js/202512/1994433.html>

【華南地域】

★★★4. 深セン、低空経済・バイオ医薬分野向け営業秘密保護ガイドラインを公表★★★

深セン市市場監督管理局はこのほど、「低空経済産業における営業秘密保護ガイドライン」および「バイオ医薬産業における営業秘密保護ガイドライン」を公表した。不正競争対策の強化に関する国の方針を踏まえ、市が重点的に育成を進める「20+8」戦略的新興産業クラスターおよび将来産業の健全な発展を後押しする狙いだ。

今回公表されたガイドラインは、低空経済産業とバイオ医薬産業それぞれの技術特性や事業形態を踏まえ、営業秘密の識別・区分方法、社内保護体制の整備、他者の営業秘密の侵害を防ぐための留意点、侵害を受けた場合の権利救済手段などについて、事前・事中・事後の各段階に対応した実務的な指針を示している。

また、実際の事例を用いて法的考え方を解説する典型事例の章を設けたほか、営業秘密管理の体制構築に関する助言、リスクを点検するオンライン診断サービス、渉外事件を想定した個別指導など、利用可能な公共サービス資源もあわせて紹介している。

同局は、低空経済およびバイオ医薬分野の企業や研究機関などのイノベーション主体に対し、ガイドラインを積極的に活用し、体系的で実効性のある営業秘密保護体制の構築を進めるよう呼びかけている。情報漏えいリスクの低減とともに、他者の権利を侵害する事態を未然に防ぎ、公平で秩序ある市場環境の形成につなげたいとしている。

(出典：深セン市市場监督管理局公式サイト 2025 年 12 月 24 日)

https://amr.sz.gov.cn/xxgk/qt/tzgg/content/post_12565140.html

○ 司法関連の動き

★★★1. 北京知財法院、技術調査官制度 10 年の成果公表 技術事件の審理期間 4 分の 1 短縮★★★

北京知識産権法院（知財裁判所）は 12 月 26 日、同裁判所が導入した「技術調査官」制度の発足から 10 年間の成果と典型事例を公表した。2015 年 10 月の技術調査室設立以降、これまでに延べ 306 人の技術調査官が特許を中心とする技術系事件約 4500 件の事実認定に関与し、3000 件超の技術調査意見を提出した。これらの事件は同期間の同種事件の約 16.13%を占める。

制度の定着により、技術系事件の年間結審件数は 2016 年の 1430 件から 2024 年には 4524 件へと 216%増加し、平均審理期間も約 4 分の 1 短縮された。

北京知識産権法院によると、技術調査官は特許に関わる民事・行政事件の審理全般にわたり関与し、技術的事実認定の基準統一を推進し、実質的な紛争解決に重要な技術的サポートを提供している。これにより、国家の科学技術進歩や国際競争力に関わる重大で複雑な難事件も公正かつ効率的に審理される基盤が整備された。

同裁判所は、技術的事実調査の多様なニーズに応えるため、「簡易相談」「訴訟参加」「一般相談」の 3 つの関与方式を設定し、さらに重大な難事件や学際的領域にまたがる事件では「複数技術調査官」体制を導入している。これにより、事件の複雑度に応じた適切な事実調査と、技術調査官リソースの効率的活用を両立させている。

(出典：中国法院網 2025 年 12 月 30 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dfy/202512/1994562.html>

★★★2. 国家知識産権局と最高人民法院、2024 年度知財紛争調停の典型事例公表★★★

中国国家知識産権局と最高人民法院弁公室は 2025 年 12 月 29 日、2024 年の知的財産紛争に関する多元的調停の典型事例を共同で公表した。各地から報告された事例を基に、推薦申請、整理・選別、

専門家による審査を経て、10 の省・直轄市から選ばれたもので、知的財産分野における紛争解決の実務的成果を示している。

公表された事例は計 10 件で、特許、商標、著作権など知的財産の主要分野を幅広く網羅している。特許や意匠といった技術革新を巡る紛争に加え、登録商標や証明商標などの識別標識に関する争い、さらには音楽テレビ作品や映像作品の情報ネットワーク伝達権を巡る著作権事例も含まれている。調停制度が知的財産の全分野において有効に機能していることを示している。

国家知識産権局と最高人民法院は、各級の知的財産管理当局と裁判所に対し、これら典型事例の周知と活用を強化するよう求めている。事例の示範的な役割を通じて、知的財産分野における紛争の予防と解決能力をさらに高め、多元的紛争解決メカニズムの定着を図る方針である。

(出典：国家知識産権網 2025 年 12 月 29 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/29/art_75_203274.html

★★★3. 北京石景山区检察院、知財侵害事件の動向を公表 オンラインゲームなどに集中★★★

北京市石景山区检察院は 12 月 24 日午前、知的財産検察に関する記者会見を開き、近年同区で取り扱った知的財産権関連事案の状況を公表した。

発表によると、同区における知的財産権侵害犯罪は近年、顕著な増加傾向を示している。2021 年 10 月から 2025 年 9 月までの間、同检察院は知財侵害犯罪の取り締まりを強化し、逮捕審査段階で 48 件 63 人、起訴審査段階で 52 件 64 人をそれぞれ受理した。特に著作権侵害犯罪は、件数・増加率ともに際立っており、起訴審査段階では 43 件 50 人を受理。これは市内の基礎レベルの检察院として最多の件数である。

一方、商標権侵害事案も一定数確認されている。登録商標を冒用した商品の販売に関する事件として 9 件 14 人を受理した。

分野別には、知財侵害犯罪がオンラインゲームなどの分野に集中している点が特徴的だ。石景山区では、ゲームや SF（サイエンス・フィクション）分野を含むデジタル文化産業が急速に発展しており、産業の成長に比例して、知的財産保護をめぐる新たな課題が顕在化している実態が浮き彫りとなった。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 12 月 29 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/jcjc/dfjcjc/202512/1994535.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【その他地域】

★★★1. 遼寧省知識産権局と省公安厅が知財犯罪取締りの合同検討会を開催★★★

知的財産権侵害犯罪の取締りの質と効果を高めるため、遼寧省知識産権局と省公安厅はこのほど、ハイテク分野における新たな知的財産権侵害犯罪を対象とする合同検討会を開催した。

会議では、最近発生した知財犯罪事件の内容や、捜査・処理過程で直面している課題について、関係者が検討を行った。具体的には、事件分析を踏まえ、手掛かりの収集方法、技術的事実の認定、類

似事件との比較分析などを中心に意見交換が行われ、各機関がそれぞれの専門的立場から解決策や提案を示した。これにより、技術的論点の整理、侵害証拠の分析、侵害判断に関する考え方などについて共通認識が形成され、事件処理に向けた専門的技術支援の体制強化が図られた。

今回の検討会は、知的財産保護における部門横断的な連携を推進し、行政と刑事司法の円滑な接続を深化させる取組みの一環である。遼寧省は今後も、行政・司法間の協力を一層強化し、協調的な保護体制の構築を進めるとともに、知的財産権侵害に対する厳正な取締りを通じて、良好なイノベーション環境とビジネス環境の整備を後押しする方針である。

(出典：国家知識産権網 2025年12月26日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/26/art_57_203314.html

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 香港の研究力と仏山の製造力が連携 成果実用化の新たな道を共に切り開く★★★

香港の大学が持つ研究開発の強みと、広東省仏山市の製造業が直面する現場ニーズを結び付け、科学技術成果の実用化を加速させる取り組みが進んでいる。このほど仏山市で、「香港大学の知的財産・技術成果と仏山産業のマッチング交流会」が開催され、「研究開発は香港、製造・実装は仏山」という分業連携モデルの可能性が示された。

交流会には、香港理工大学や香港嶺南大学などから11の研究チームが参加し、仏山の企業、投融資機関、研究機関を含む70人余りが出席した。会場では、香港側の研究チームが、自律型空中オペレーティングシステムや超精密加工技術、AIとブロックチェーンを活用したセキュリティ技術、ブレイン・マシン・インターフェース(BMI)などの先端成果を紹介した。これらはいずれも、仏山が進める製造業の高度化や産業構造転換の方向性と高い親和性を示した。

今回の交流会では、成果発表にとどまらず、企業訪問や現地調査を含む一貫したマッチングが行われ、技術資源と産業需要の精度の高い結び付けが実現した。香港で生まれた独創的な研究成果が、粵港澳大湾区の製造拠点である仏山の産業基盤の中で実装・事業化される条件が整いつつある。関係者によると、今後も両地域はイノベーション、産業、人材の各連鎖を一体的に強化し、大湾区の質の高い発展を共に後押ししていく方針である。

(出典：中国保護知識産権網 2025年12月29日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/xg/202512/1994551.html>

★★★2. 中国、自動運転L3に初の国家公道認可 特許力が競争の中核に★★★

中国工業・情報化部(MIIT)は2025年12月15日、長安汽車と北汽新能源(BAIC New Energy)が開発した自動運転レベル3(条件付き自動運転)対応の2車種について、国家レベルで条件付きの公道走行を正式に承認した。自動運転L3車両に対し、国が明確な「公道走行資格」を付与するのは中国で初めてであり、高度自動運転技術が商業化の新たな段階に入ったことを示す。

L3の実用化は、自動車産業における競争の軸を、生産規模から技術力へと大きく転換させつつある。中国自動車工程学会知的財産権分会の調査によれば、世界の自動運転関連特許出願人上位20社

のうち、完成車メーカーが約75%を占める。部品メーカーでは、AIアルゴリズムや計算プラットフォーム分野で技術を蓄積してきた華為（ファーウェイ）が急速に存在感を高めており、吉利汽車や長安汽車など中国企業が相次いで名を連ねている。

長安汽車は直近5年間の研究開発投資が累計600億元（1元は約22.3円）を超え、過去3年間の特許出願件数は1万4千件以上に達した。こうした厚みのある特許基盤が、L3自動運転に対する国家認可を支える重要な要因となった。

北汽新能源の新エネルギー車ブランド、極狐（ARCFOX）も、同社とファーウェイとの深い技術協力と特許の蓄積を背景に認可を獲得した。北汽新能源は今後、高度自動運転車の研究開発体制を一段と強化し、L3車種の実用化を加速させる方針である。

国家認可を契機に、中国の自動運転分野では、特許力を中核とする技術競争がさらに激しさを増す見通しだ。

(出典：中国知識産権资讯网 2025年12月25日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=144918

○ 統計関連

★★★1. CCPIT、「グローバル知的財産権保護指数報告書2024」公表 ★★★

中国国際貿易促進委員会（CCPIT）は12月29日、2024年版の「グローバル知的財産権保護指数報告書」を発表した。同報告書は、世界主要国の知財保護状況を科学的かつ多角的に評価するもので、2022年から毎年公表されている。

今回の報告書では評価対象国を25の主要経済体に拡大し、フランス、英国、イタリア、マレーシア、オランダが新たに加わった。指標体系には「ハーグ制度による意匠国際出願件数」や「知財集約型産業の影響力」などの先端指標を導入し、国際的な知財保護の実態をより正確に反映している。客観データに専門家の戦略的判断を組み合わせ、静的・動的分析を通じて各国の知財ガバナンスの総合効率と発展水準を評価した。

報告書によると、世界の知財保護は多極化の傾向を示す中、中国の知財保護水準は大幅に向上した。25カ国中、中国は総合7位となり、知財保護の実績はトップ、出願総数や産業影響指標も優位を維持した。保護基盤は2位で、研究開発人材や企業の知財投資は世界トップレベルにある。国際協力においても2位に位置し、海外展開やイノベーション輸出の成長が顕著で、国際的な知財戦略で存在感を高めている。

(出典：国家知識産権網 2025年12月30日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/30/art_55_203394.html

★★★2. 北京市の有効特許が年平均17.9%増 高価値特許は1万人当たり171.8件★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）はこのほど定例記者会見を開き、北京市における知的財産の全プロセス改革の深化と、首都の高品質発展を後押しする取り組みの進捗状況を紹介した。

記者会見で発表されたデータによると、今年6月末時点で、北京市の有効特許件数は69万5000件

に達し、2020年6月比で128.2%増加した。年平均成長率は17.9%に上る。人口1万人当たりの高価値特許保有件数は171.8件となり、全国首位を維持している。第25回中国特許賞では、北京市から計117件が受賞し、このうち金賞は9件を占めた。

制度整備の面でも、複数の「全国初」の取り組みが標準モデルとしての役割を果たしている。北京は全国で初めて、知的財産分野における連合型人民調停委員会を設立し、過去5年間で7万件以上の調停を受審してきた。また、高価値特許の産業化を推進し、大学、研究機関、医療機関が保有する約16万件以上の特許が、転化可能資源データベースに登録されている。

特許の産業化は中小企業の成長にも寄与しており、これまでに170社が特許産業化のモデル企業として育成され、知的財産権質権融資の「ホワイトリスト」に一括して組み入れられている。こうした取り組みの成果として、今年上半期の特許譲渡・ライセンス件数は前年同期比で7%増加した。

(出典：中国保護知識産権網 2025年12月29日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zt/202512/1994534.html>

★★★3. 中国、特許集約型産業がGDPの13%超に 高価値特許は約198万件★★★

中国国家知識産権局(CNIPA)はこのほど、関係部門と共同で「知的財産強国建設発展報告書(2025年)」を公表した。報告書によると、中国における特許集約型産業の付加価値額は2023年に16兆8700億元(1元は約22.3円)に達し、国内総生産(GDP)に占める割合は13.04%となった。前年から0.44ポイント上昇し、経済成長に対する知的財産の貢献度が着実に高まっている実態が明らかとなった。

産業別では、新設備製造業の規模が最も大きく、付加価値額は4兆8808億元と、特許集約型産業全体の28.9%を占めた。同産業の研究開発投資の強度は2.6%、労働生産性は1人当たり33万7000元となり、いずれも非特許集約型産業の2倍以上に達した。知的財産を基盤とした高効率・高付加価値型の産業構造が明確に形成されつつある。

特許の保有状況については、2024年末時点で人口1万人当たりの高価値特許保有件数が14件となり、前年より2.2件増加した。国内における高価値特許の総保有数は197万8000件で、前年比18.8%の増加を示した。このうち、戦略的新興産業に属する特許は134万9000件と全体の約68%を占め、前年比15.7%増と高い伸びを維持している。

さらに、2023年に中国の出願人が世界の主要国・地域で実体審査を経て取得した発明特許件数は5万3000件となり、前年より3000件増加した。中国企業の国際特許出願活動が活発化している実態も裏付けられた。

(出典：国家知識産権網 2025年12月25日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/25/art_55_203249.html

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記のURLにアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。
なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved